

防府市建設工事における「施工体制の適正化」に関する
事務取扱要領

平成 3 0 年 3 月 1 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別に定めのあるものを除くほか、防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱第 1 条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 1 6 条及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）第 5 条の規定に基づき、施工体制及び施工状況の実態を把握し、公共工事の適正な施工体制の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(点検の実施)

第 2 条 工事主管課長は、工事契約の適正な履行を確保するため、建設工事について以下の点検を行うものとする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
- (2) 工事現場における施工体制の点検

(点検の対象)

第 3 条 前条における点検の対象となるのは、以下の工事とする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
下請契約を締結する全ての建設工事
- (2) 工事現場における施工体制の点検
設計金額 1 , 0 0 0 万円以上の建設工事

(点検者)

第 4 条 工事主管課の当該工事の工事監督員（以下、「点検者」という。）が点検を行うこととする。

(点検方法)

第 5 条 点検方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
点検者は、施工体制台帳等の写しが提出された場合、1 次下請

負人ごとに「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」により点検を行うものとする。また、2次下請負人以降が提出する再下請負人通知書の内容及び添付書類の写しについても、本様式に準じて点検を行うものとする。

(2) 工事現場における施工体制の点検

点検者は、下請負工事の着手後、工事施工期間中1回以上、「工事現場における施工体制の点検票」（第1号様式）により、受注者に事前通告せずに工事現場の点検を行うものとする。

（点検の評価及び指導方法）

第6条 点検の評価及び指導方法は次のとおりとする。

(1) 施工体制台帳等に関する点検

点検者は「施工体制台帳チェックリスト」の基準に基づいて項目ごと点検を行い、不適切な項目等については、受注者に対し指導を行うものとする。

(2) 工事現場における施工体制の点検

点検者は「工事現場における施工体制の点検票」の各項目ごとに点検を行うものとする。

なお、「不適」の項目がある場合は、点検者から受注者に対し口頭により是正の指示を行い、その内容を点検票に記載するものとする。また、口頭による指示で是正されない場合は、「指摘事項指示書」（第2号様式）により文書で受注者へ是正を指示するものとする。

2 前項の規定において、法令違反等の疑いがある場合又は受注者が是正措置を行わなかった場合は、工事主管課長から工事検査監へ報告するものとする。

（その他）

第7条 工事現場等における施工体制の点検を行った場合は、工事主管課長は工事検査監へ工事完成検査を依頼する際に、「工事現場等における施工体制の点検票」を提示するものとする。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和８年１０月１０日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

工事主管課長

指摘事項指示書

施工体制の点検の結果、下記の指摘事項については是正を指示します。

工 事 名	
点 検 者	
点 検 年 月 日	
指 示 年 月 日	
指 示 事 項	